

20-10

様式第 8 号 (刑訴第 198 条)

(甲)

供 述 調 書

本 籍

住 居

職 業 会 社 員

氏 名 大 谷 正 義

昭和 24 年 5 月 28 日生 (54 歳)

上記の者に対する 贈 賄 被疑事件につき、平成 15 年

10月4日 大分南警察署 において、本職は、
あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ
て取り調べたところ、任意次のおり供述した。

1 取調の前に刑事さんから

言いたくないことは、無理に説明をする必要はない。

と、私に供述拒否の権利があると説明をして貰い、意味は理解しました。

2 最初に、お断りしたいことがあります。今回、私方会社が平成 12 年

12月18日の入札で 2億4,950万円という金額で落札した湯布院

町発注の

平成 12 年度日出生台演習場周辺無線放送施設設置事業、通称

防災無線工事

の受注に関して、私の上司となる有永博と中島繁が発注者である湯布院

町長の吉村格哉さんに指名選定や落札などに便宜を図って貰う謝礼とし

て、300万円の賄賂を渡したという贈賄の罪で逮捕され、また、私自

身も、この贈賄に係わっているとして有永や中島と同じく取調を受けて

おります。

大 分 県 警 察



	<p>それに、営業が中断していた防衛庁の補助によって行うという大分県湯布院町の防災無線工事であったと思います。</p>
	<p>これらの案件については、当時、公共営業課に所属する私の部下に振り分けるなどして、営業活動を進め、倉田が担当した喜入町、生月町、多良町の防災無線について受注することが出来たものの、私が担当することにした前原市や西之表の防災無線工事については</p>
	<p>営業の出遅れ、システム的に対応が出来なかったこと。</p>
	<p>等の理由で、受注を断念しなければならなかったのです。</p>
9	<p>その様な折、時期的には平成11年の秋ごろになると思いますが、沖通信機に出向していた水田さんから</p>
	<p>湯布院町の防災無線が実行されるとダゴ通信の社長から連絡があった。</p>
	<p>という情報が寄せられたのです。ダゴ通信の社長には、前任者の溝部さんから引き合わせをして貰っておりますから、全く、知らないという訳ではありませんでしたが、湯布院町の防災無線工事の営業につきましては水田さんが湯布院町役場などに営業をかけ、顔も知られている関係から、応援を求めることにしました。</p>
	<p>ですから、この当時、湯布院町の防災無線に対する営業を中断した状態でしたから、防衛庁補助で行われるという情報以外は全く白紙の状態から営業活動をスタートさせなければならなかったのです。</p>
	<p>そもそも私共、電機業界の営業活動と言いますのは、全てという訳ではありませんが、談合ありきの営業活動を行うのです。</p>
10	<p>この談合ありきと言いますのは、落札業者となる為の条件づくり、つ</p>

	<p>まり、発注者側の意向を取り付けるか、否かということになるのですが、</p> <p>私自身、沖電気工業の営業に携わり約20数年という経験がありますし、</p> <p>平成11年4月1日付の人事異動で公共営業課の課長に就任しましてか</p> <p>ら、指名業者間で行われる談合の担当者にもなっています。</p> <p>指名業者間で談合が行われます理由というのは、指名された各業者が</p> <p>正規どおりの入札を実施すると、入札予定価格を超えれば落札出来ませ</p> <p>んし、かといって予定価格を下回れば業者にとっては利益が減少するの</p> <p>は、当然です。</p> <p>利益面を考えず、工事を受注することのみを考えれば、入札予定価格</p> <p>を大きく下回ろうが関係ありませんが、採算が取れないと分かった工事</p> <p>を受注する馬鹿な業者は決してありません。</p> <p>ですから、業者間の利益を安定させ、共存共栄を計る為、入札前に工</p> <p>事を落札する業者を決める話し合い、つまり談合が必要になるのです。</p> <p>業者間の談合といいますのは、昨日、今日始まったものではなく、私</p> <p>が、営業関係の仕事に携わった当初から、既に業者間の談合は行われて</p> <p>いましたが、その長い間の慣例で、予め工事を受注出来る条件というも</p> <p>のが決まっている訳です。</p>
11	<p>その条件についても</p> <p>既存設備の工事の場合は、既存の業者、但し全面的に設備を変</p> <p>更の場合は除外。</p> <p>発注される工事に関して、調査や測量に協力した業者</p> <p>等というものがあります。</p> <p>この条件となっている、発注される工事に関して、調査や測量に協力</p>



が受注出来た段階で作成することになりますから、この時点では口約束の状態に間違いありません。

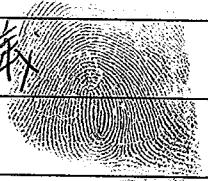
この受注金額の5%の報酬と決定したことについては、中島繁さんが江藤さんに連絡していると思いますが、以後は中島繁さんと江藤憲行さんとの間のやり取りが行われ

松下電器の指名外しの件

江藤さんから500万円の賄賂の要求

など、その都度中島さんから相談されておりますが、その点については別に説明します。

大谷正教



以上の通り録取し閲覧されたことと
ご返りのないことを申し立て署名指印
した。

同日

大分県警察本部刑部捜査第一課

司法警察員

警部補

大嶋幸

